

第3章 互いに支え合う人にやさしい健康・福祉のまちづくり

3+1 子育て支援・少子化対策

現状と課題

近年、核家族化の進行、コミュニティ機能の低下等による地域社会の変化に伴い、子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しています。

本市では、7か所（市立5・私立2）の保育園において保育需要に対応した保育体制の充実をはじめ、子育て支援センターや放課後児童クラブの充実、子ども医療費助成などの子育て家庭への経済的支援、さらには各種の母子保健事業や児童虐待の防止に関する取り組みなど、多様な子育て支援施策を推進してきました。

しかし、多様化する保育ニーズや保育施設的环境改善などが課題となっているほか、放課後等の子どもたちの安全な居場所づくりが求められています。

また、子育てへの不安や仕事との両立への負担感が増大する傾向もみられ、関係機関・団体が一体となって、少子化対策、子育て支援に力を入れていくことが求められています。

このような中、本市では平成21年度に、これまでの取り組みを踏まえたさらなる少子化対策、子育て支援施策を推進するため、次世代育成支援行動計画「おばなざわ子育てプラン」の見直しを行いました。

今後は、この計画に基づき、市全体で子育て家庭を応援していけるよう、関連部門、関係機関・団体が一体となって、多面的な子育て支援施策を推進していく必要があります。

また、少子化の背景に晩婚化・未婚化の問題があります。少子化は地域活力や地域経済の停滞につながり、緊急の課題となっているため、未婚の男女の出会いの機会を創出する必要があります。

保育園園児数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
おもだか保育園	144	133	115	113	106
さくら保育園	76	73	64	65	54
ときわ保育園	45	54	56	56	54
玉野保育園	57	58	51	58	54
荻袋保育園	28	37	27	30	97
寺内保育園	30	28	29	22	
野黒沢保育園	27	22	28	30	
名木沢保育園	31	26	29	18	
合計	438	431	399	392	365

※各年4月1日現在

主要施策

1. 地域における子育て支援の充実

- 1 各地区への放課後児童クラブの設置や子育て支援センターの機能充実、地域連携による放課後子ども教室開催など地域での子育て支援を推進します。
- 2 多様な保育サービスの提供を安定的に継続していくため、保育施設的环境改善、老朽化した保育施設の改築、民営化等を計画的に進め、保育所の機能強化を図ります。
- 3 子どもを持つ親の交流の場づくりなど子育て支援を図ります。
- 4 季節や天候に左右されず、安心して子どもたちが遊べる広場を確保します。

2. 母親と子どもの健康の保持・増進

- 1 母子の健康の保持・増進に向け、妊婦健診・乳幼児健診・歯科検診など各種の健康診査や訪問指導、健康教育・相談の充実を図ります。
- 2 疾病の早期発見と早期治療を図るとともに、子育て世帯の医療費の負担軽減のため、子ども医療費助成事業の拡大を図ります。
- 3 不妊に関する相談・支援の充実を図ります。

3. 要保護児童等への支援

- 1 児童虐待をはじめとする要保護児童の早期発見に努めます。
- 2 対象児童や家庭に対する適切な相談・指導を行うため、教育・医療・福祉等関係する機関の連携強化に努めます。

4. 障がいを持つ児童への支援

- 1 障がい児通園事業（なかよし組）の実施など障がいを持つ児童への支援を図ります。

5. ひとり親家庭の支援

- 1 母子・父子家庭等のひとり親家庭に対する自立・就業支援や経済的支援の充実を図ります。

6. 子どもの安全確保

- 1 警察・学校・地域の見守り隊等が一体となって、子どもを事故や犯罪等の被害から守るための活動を推進します。

7. 婚活支援体制の確立

- 1 結婚を希望する方の相談機能の充実や出会いの場を創出するなどLaLaネットを中心とした婚活支援体制の充実を図ります。
- 2 山形県（やまがた婚活応援団^{プラス}）との広域的な連携を図ります。



市民の役割



保護者の立場から

- 保護者が愛情と責任をもって子育てを行います。

地域の立場から

- 子どもと子育てを地域社会全体で見守り支援します。
- 児童の健全育成のため、子どもの事故防止、防犯等、地域における子育て支援を行います。

企業の立場から

- 従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくれます。
- 出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくれます。

3-2 高齢者施策

現状と課題

わが国においては、団塊の世代がすべて高齢期に入る平成27年頃には、高齢者人口が急激に増加することが予想されています。

本市の高齢化は、国、県平均を上回っており、今後も高齢者人口が増加することが予想されます。このため、寝たきりや認知症により介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加が予想されます。また、介護を必要とする高齢者とその家族等の保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと予想され、高齢者施策の充実は大きな課題となっています。

高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを望んでいることから、在宅サービスの充実はもとより、要介護状態とならないための介護予防対策の推進が重要となっています。

このため、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開するとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりの推進などに一層取り組む必要があります。

主要施策

1. 生きがいづくりと社会参加の促進

- 1 高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や、高齢者の地域交流の場の提供に努めます。
- 2 高齢者の経験・知識・技能をまちづくりに生かせるよう、社会参加・社会貢献を促進する体制を充実します。
- 3 シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の能力を生かした就業を促進します。

2. 在宅生活への支援

- 1 高齢者の在宅生活を支援するため、生活援助員の派遣や配食サービスをはじめとする各種福祉サービスの充実を図ります。
- 2 家族介護教室など、家族介護の支援を図ります。

①【地域包括支援センター】 介護保険法で定められた、高齢者に対する保健・福祉・医療の向上、及び安定した生活のために必要となる援助や支援を包括的に行なう機関。

②【成年後見制度】 認知症高齢者など判断能力が不十分な人を不利益から守る制度。後見人などを選任して財産の管理や契約などを代理して行う。

3. 地域包括支援センター機能の充実

- 1 地域包括支援センターを中心として介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護等を行う包括的支援事業を効果的に推進します。

4. 介護保険サービスの充実

- 1 要介護認定者を対象とした訪問介護、通所介護等の居宅サービス、地域密着型サービス等の充実を図ります。
- 2 入所待機者の早期解消に向け、特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実を図ります。
- 3 介護保険事業計画に基づき、安定した介護保険事業の運営に努めます。

5. 介護予防の推進

- 1 介護予防の重点対象者である二次予防対象者と一次予防対象者（一般の高齢者）に対して、介護予防事業を実施します。
- 2 高齢者の健康保持・増進のため、高齢者レクリエーションの振興に努めます。

4. 地域で支えあうまちづくりの推進

- 1 災害時の支援体制の確立に向け、要援護者マップの作成など援護者避難支援体制の充実を図ります。
- 2 いきいきネットワーク推進事業の推進によるボランティア育成や福祉隣組など地域での見守り体制の充実を図ります。
- 3 日用品や食料品などの宅配サービスを推進します。
- 4 高齢者が快適に暮らし、安心して外出できるハード・ソフト両面のバリアフリー環境の整備を推進します。
- 5 高齢者の虐待防止をはじめ、権利擁護・成年後見制度利用事業、認知症高齢者への支援など高齢者の権利を守ります。

市民の役割



- 地域活動に参加します。
- 介護予防活動や健康づくりに取り組みます。
- 認知症への理解を深めます。
- 高齢者を支えあう見守り活動に取り組みます。

3-3 障がい者施策

現状と課題

障がいの有無にかかわらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し、自立して社会に参加し、支えあう共生社会の実現が求められています。

本市では、関係機関と連携しながら、手帳の交付をはじめ、各種手当の支給や医療費の助成等の経済的支援、日常生活用具や補装具の給付等の各種在宅支援サービス等を実施しています。また、療育体制の充実、障がい児保育・特別支援教育の充実、公共施設等のバリアフリー化を推進してきました。

しかし、近年、障がい者を取り巻く状況は大きく変化し、障がい者の増加、高齢化をはじめ、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化が進んでおり、障がい者施策の一層の充実が求められています。

今後は、各種サービスや相談・情報提供体制の充実を図り、障がい者が地域で安心して暮らせる自立と共生の社会の実現を目指す必要があります。

主要施策

1. 生活支援の充実

- 1 日中の活動を支援する日中活動系サービスや住まいの場を支援する居住支援系のサービス等、利用者のニーズに応じた各種サービスの提供体制の充実を図ります。
- 2 障がい者支援に関する各種サービスを適切に利用できるよう支援制度の周知と相談支援体制の充実を図ります。
- 3 地域活動支援センター機能の充実を図ります。

2. 保健・教育対策の充実

- 1 関係機関との連携のもと、障がいの発生予防、早期発見、早期治療体制の充実を進めます。
- 2 障がい児保育・特別支援教育の充実と療育支援に努めます。

3. 就労支援の充実

- 1 就労移行支援など就労に関する訓練サービスの提供体制の充実に努めます。
- 2 事業所への啓発の推進、福祉的就労機会の確保など、障がいに応じた就労の場の確保に向け、関係機関との連携に努めます。

4. 福祉のまちづくり

- 1 ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者に関する市民の理解を一層深め、障がい者がいきいきと暮らせる地域づくりを進めるため、広報・啓発活動や交流事業、福祉教育等を推進します。

市民の役割



- 障がいや支援のあり方を理解して、障がい者への理解を深めます。
- 障がい者団体や家族会の活動の支援を図ります。
- 歩道や視覚障がい者誘導用ブロックの上をふさがないようにします。

企業の立場から

- 事業者は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者の積極的な雇用に努めます。

3-4 地域福祉

現状と課題

少子高齢化の急速な進行や家族形態の変化等によって複雑・多様化する生活課題を解決していくためには、公的な取り組みだけでは限界があり、市民や団体の力を結集し、地域全体で支え合う地域福祉の仕組みを確立していくことが求められます。

本市では、社会福祉協議会が社会福祉全般に関する様々なサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的組織としての役割を担っています。また、民生委員・児童委員、区長、老人クラブ等が連携し、地域の福祉ネットワークづくりを進め、地域における多様な福祉活動を行っています。

しかし、今後、福祉ニーズはますます複雑・多様化することが見込まれるため、より多くの市民の福祉活動への参画・協働を促進し、地域福祉体制づくりを進めていく必要があります。

また、障がいの有無や年齢にかかわらず、すべての市民が安全に安心して暮らせるよう、環境の整備を進めていく必要があります。

主要施策

1. 地域福祉活動推進体制の整備

- 1 地域福祉の推進に向けた基本指針となる、地域福祉計画を策定します。
- 2 地域・関係機関・団体相互の連携強化、各種サービスや活動についての総合的な情報提供・相談体制の整備を図ります。

2. 福祉意識の高揚

- 1 広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、高齢者や障がい者等と地域住民との交流事業の展開等を図り、市民の福祉意識の高揚に努めます。

3. 社会福祉活動の活性化

- 1 社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種関係団体の活動支援に努めます。
- 2 福祉ボランティアの育成及びNPO（民間非営利組織）の組織化、支援に努めます。
- 3 地域での見守り活動や除雪など地域における福祉活動の活性化を図ります。
- 4 家に閉じこもりがちな高齢者の外出や地域との交流の場の整備を図ります。

4. 公共施設等のバリアフリー化の推進

- 1 高齢者や障がい者などが利用しやすい公共施設や道路整備を進め、バリアフリー化のまちづくりに努めます。



市民の役割



- ボランティア活動や地域福祉活動に参加します。
- 地域での見守り活動などに積極的に参加します。

3-5 健康づくり・医療

現状と課題

健康への関心が高まっているなか、健康増進に努めるために、「健康おばね21」、「食育推進計画」に基づき、健康づくりに関する広報・啓発活動をはじめ、各種の健康診査や健康教育、健康相談など生涯の各期に応じた保健サービスを実施しています。しかしながら、生活習慣病は増加しており、予防対策の成果に結びついていないのが現状です。

今後は、計画を適宜見直し、市民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくり活動の一層の推進を図りながら、関連部門が一体となって、市民の健康寿命の延伸と予防重視型の健康づくりを進めていく必要があります。

さらに、少子化の進行に対応した安心して子どもを産み育てられる環境づくりや、増加傾向にある心の健康に対するニーズへの対応、感染症の発生・拡大を防止するための対応等が求められています。

医療については、現在、市内に民間の病院が1か所、医院が8か所、歯科医院が6か所あるほか、市立の診療所が1か所あります。専門医が不足するなど課題がありますが、今後とも市民が安心して医療を受けられるよう、医療機関と連携し、地域医療体制の維持・充実に努める必要があります。

主要施策

1. 地域ぐるみの健康づくり活動の促進

- 1 「健康おばね21」に基づき、広報・啓発活動の推進や教室の開催等を図り、生活習慣の改善に向けた地域ぐるみの健康づくり活動の拡大・定着化を促進します。
- 2 医師会・保健委員等の関係団体との連携のもと、健康づくりを推進します。
- 3 健康づくり活動の拠点である保健センターの機能強化を図ります。

2. 健康診査・指導等の充実

- 1 受診率の向上に向けた取り組みを進めながら、各種健康診査を推進します。
- 2 健康審査後の保健指導の充実に努めます。

3. 食育の推進

- 1 食育推進計画に基づき、関連団体が一体となって、各種施策を推進します。
- 2 地域での食育推進の取り組みに向け、食生活改善推進協議会や関係機関との連携のもと、食育活動を進めます。

4. 歯科保健の推進

- 1 歯科保健に関する正しい知識の普及や歯科検診等の実施により、生涯を通じた歯の健康づくりを促進します。

5. 心の健康づくりの推進

- 1 関係機関と連携のもと、心の健康づくりに関する正しい知識の普及に努めます。

6. 感染症予防の推進

- 1 関係機関との連携のもと、感染症に関する正しい知識の普及などにより感染症予防に努めます。
- 2 予防接種事業の充実に努めます。

7. 地域医療体制の充実

- 1 地域医療の維持に向け、中央診療所の医師確保に努めます。
- 2 中央診療所の医療機器等の計画的な更新を図ります。
- 3 市内外の医療機関との連携や広域的連携のもと、救急医療体制を含めた地域医療体制の維持・充実に努めます。

市民の役割



- 「自分の健康は自分で守る」を基本に、健康な生活習慣を確立します。
- 子どもから高齢者まで、それぞれの年代に応じた健康づくりの知識を身につけ、実践します。
- 各種健康診査を定期的に受診し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。
- 適正な受診を心がけます。
- かかりつけ医を持ちます。

3-6 社会保障

現状と課題

国民健康保険事業は、人々の医療の確保、健康の保持・増進に大きな役割を果たしていますが、医療技術の高度化や高齢化の進行等により医療費は増大し続け、その運営は極めて厳しい状況にあります。このような中、国の医療制度改革が行われ、増大する医療費の抑制に向け、平成20年度から、40歳から74歳までの被保険者を対象とする特定健康診査・特定保健指導の実施が市に義務づけられたほか、75歳以上の高齢者を対象とする[◆]後期高齢者医療制度が創設されました。

今後は、こうした状況を踏まえ、医療費の適正化や国民健康保険税の収納率の向上など事業の健全運営に向けた取り組みを進めるほか、現在の後期高齢者医療制度の適正運営とともに、今後の新たな医療制度に対して適切な対応に努める必要があります。

一方、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠な制度ですが、近年、年金に関する様々な問題が発生し、不信感が増大する傾向にあるため、制度に対する市民の理解をさらに深めていく必要があります。

また、生活保護制度は、生活に困窮するすべての人々に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援する制度ですが、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。本市では、関係機関と連携し、生活保護制度の適正運用に努めていますが、今後とも、被保護者の自立に向けた取り組みを進めていく必要があります。

国民健康保険加入状況の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
世帯数	3,960	3,859	3,820	3,127	3,042	2,974
加入率	68.3	68.8	66.4	56.0	53.3	52.3
被保険者数	9,886	9,440	9,185	6,534	6,276	6,052
加入率	47.2	45.8	45.3	32.8	32.1	31.6

※各年度末現在、平成19年まで老人保健対象者数含む。

資料：健康福祉課

主要施策

1. 国民健康保険事業の健全化

- 1 広報・啓発活動や医療費通知等を通じ、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書の点検調査の充実や被

保険者への指導等により適正受診を促進し、医療費の適正化に努めます。

- 2 国民健康保険税についての納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。
- 3 特定健康診査・特定保健指導の推進をはじめ、生活習慣病対策の強化を図り、医療費の抑制に努めます。
- 4 国・県による国民健康保険事業運営の広域化等の制度の見直しに対応しながら、事業の健全化に努めます。

2. 高齢者医療制度の適正運営

- 1 広報・啓発活動の推進等により高齢者医療制度の理解を求めるとともに、制度の適正運営と市の窓口業務の充実に努めます。
- 2 今後の国による制度の見直しへの適切な対応を図ります。

3. 国民年金制度の周知

- 1 関係機関と連携し、広報・啓発活動の推進等により国民年金制度の周知を図ります。
- 2 市民の年金受給権の確保のため、年金相談の充実を図り、制度への市民の理解と関心を高めていきます。

4. 生活保護制度の適切な運用

- 1 民生委員や関係機関と連携し、生活保護制度の適正運用に努めます。

市民の役割



- 国民健康保険税は、納期期限内に納付します。